

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第74号線

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第170号線

2 理由

幹線街路補助線街路第74号線（以下「補助第74号線」という。）は、千代田区九段北二丁目を起点とし、杉並区今川四丁目に至る延長約14.68キロメートルの路線である。

また、幹線街路補助線街路第170号線（以下「補助第170号線」という。）は、中野区中央一丁目を起点とし、新宿区中落合二丁目に至る延長約3.4キロメートルの路線である。

補助第74号線のうち、中野区東中野五丁目から中野区東中野四丁目までの約790メートルの区間は、令和元年11月に東京都、特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、概成道路と位置付けられており、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号。以下「道路構造条例」という。）等における現道幅員や安全かつ円滑な交通が確保されているか等の地域の実情に基づいて評価を行った。その結果、道路構造条例等の規定する要件を満たしており、安全かつ円滑な交通が確保されていることが確認されたため、現道合わせとして都市計画変更を行う区間とした。

また、補助第170号線のうち、補助第74号線との交差点における隅切りについて、道路構造条例等を踏まえて隅切りの計画の要否の検証を行った。その結果、当該交差点における隅切りについては、一部区域の変更（隅切りの縮小）を行うこととした。

このため、補助第74号線の一部幅員を変更するとともに、補助第170号線の一部区域を変更する。